

○永平寺町景観条例施行規則

平成23年11月24日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町景観条例(平成23年永平寺町条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(電気供給又は電気通信のための施設を除く。)
- (3) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (5) 大規模の遊戯施設
- (6) 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの
- (7) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (8) 自動車車庫の用途に供する施設
- (9) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (11) 電気供給又は電気通信のための施設

(行為の届出)

第3条 条例第8条の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(様式第1号)に別表に定める図書を添え、町長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の規定により届け出た内容の変更の届出について準用する。
- 3 町長は、第1項に規定する図面のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 前3項の規定は、法第16条第5項後段の通知に準用する。

(適合通知)

第4条 町長は、前条第1項の届出を受理したときは、速やかに内容を審査し、当該届出に係る行為が永平寺町景観計画(以下「景観計画」という。)に定められた行為の基準に適合すると認められるときは、景観計画区域内行為適合通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(完了の報告)

第5条 条例第8条第1項に規定する届出をした者は、当該届出に係る行為の完了後速やかに、景観計画区域における行為の完了報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、行為完了後の建築物等及びその周辺状況を示す写真を添付しなければならない。

(勧告)

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第4号)によるものとする。

(変更命令等)

第7条 町長は、条例第10条の規定により必要な措置を命じようとするときは、景観計画区域内行為変更命令書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の規定により必要な措置を命ぜられた者は、当該措置の実施状況その他必要な事項について景観計画区域内行為(変更)届出書により、町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の届出を受理したときは、必要な限度において、職員に立入検査又は立入調査をさせることができる。この場合において、立入検査又は立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書(様式第6号)を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(景観重要建造物の指定の通知)

第8条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第9条 法第22条第1項の許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第8号)に景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第9条第2項に定める図書を添え、町長に提出して行うものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により申請した内容の変更の申請について準用する。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第10条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第9号)により行うものとする。

(景観重要建造物の所有者の変更の届出)

第11条 法第43条の規定による景観重要建造物の所有者の変更の届出は、景観重要建造物所有者変更届出書(様式第10号)を町長に提出して行わなければならない。

(景観重要樹木の指定の通知)

第12条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第13条 法第31条第1項の許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第12号)に省令第14条第2項に定める図書を添え、町長に提出して行うものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により申請した内容の変更の申請について準用する。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第14条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第13号)により行うものとする。

(景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第15条 法第43条の規定による景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要樹木所有者変更届出書(様式第14号)を町長に提出して行わなければならない。

(広告物の行為の届出)

第16条 条例第18条の規定による届出は、景観計画区域内屋外広告物等表示(設置)届出書(様式第15号)によるものとし、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 写真
- (3) 広告物の寸法等が記載されている図面
- (4) 委任状

2 前項の規定は、同項の規定により届け出た内容の変更の届出について準用する。

3 町長は、第1項に規定する図面のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 前3項の規定は、法第16条第5項後段の通知に準用する。

(適用除外)

第17条 条例第18条の規定を適用しない広告物の範囲については、町長が別に定めるものとする。

(助言及び指導)

第18条 町長は、条例第21条の規定により助言し、又は指導しようとする場合において必要と認めるときは、書面によりその内容を当該助言又は指導に係る届出をした者に通知することができる。

(認定の要件)

第19条 条例第22条第1項及び第3項の規定で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の活動がその活動地域の良好な景観の形成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の町民の多数により組織されていると認められること。
- (3) 設立目的、活動区域、活動内容、構成員その他町長が必要と認める事項が記載された規約を有すること。

(認定の申請)

第20条 条例第22条第2項の規定による申請は、景観まちづくり団体認定申請書(様式第16号)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(認定の決定)

第21条 町長は、前条の規定により景観まちづくり団体の認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 町長は、条例第22条の規定により認定をしたときは景観まちづくり団体認定通知書(様式第17号)により、認定をしなかったときは景観まちづくり団体却下通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(認定の取消し)

第22条 町長は、条例第22条第3項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、速やかに景観まちづくり団体取消通知書(様式第19号)により通知するものとする。

(組織)

第23条 永平寺町景観審議会(以下「景観審議会」という。)は、委員10人以内をもって組織する。

2 景観審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 景観審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、景観審議会の委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第25条 景観審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 景観審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 景観審議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第26条 会長は、必要があると認めるときは、景観審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、景観審議会から付議された事項について調査し、審議する。
- 3 部会は、会長が指名する委員(以下「部会員」という。)をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選とする。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長が指名した部会員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集する。
- 8 部会の会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 部会の会議の議事は、出席した部会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第27条 景観審議会及び部会は、必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第28条 景観審議会及び部会の議事については、議事録を作成し、会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。ただし、部会の会議の議事録は、署名を省略することができる。

- 2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

(庶務)

第29条 景観審議会及び部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

永平寺町長 殿

届出者 住 所 〒

氏 名 ㊦

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名 ㊦

電話番号

永平寺町景観条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、永平寺町景観計画区域内における行為について、次の通り届け出ます。

届出の種類	<input type="checkbox"/> 大規模建築物等 <input type="checkbox"/> 特定景観計画区域内 地域名 ()		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更		
行為の場所	所在地	永平寺町	
	用途地域の種類	() 地域	
	容積率	%	建ぺい率
行為の期間	着手予定日	完了予定日	工事期間
	年 月 日	年 月 日	約 日間
設計者	住所 氏名 (電話番号)		
工事施行者	住所 氏名 (電話番号)		

- 備考 1 該当する□にレを記入してください。
2 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
3 2面以降については、該当するものにご記入ください。
4 ※印欄は、記入しないでください。

※届出受付日 年 月 日	※届出番号
-----------------	-------

(景観形成行為届出書 第2面)

設計又は 施工方法	敷地面積		m ²						
	建	建築物の用途		構	造				
		最高高さ	m (塔屋を含む最高高さ m)						
		階数	地上階	地下階					
		建築面積	届出部分 m ²	既存部分 m ²	合計	m ²			
		延べ面積	届出部分 m ²	既存部分 m ²	合計	m ²			
		屋外又は屋上に設置する建築設備の種類							
	物	屋根	仕上材	(色彩見本貼付欄)					
			色彩				※		
		外壁	仕上材	(色彩見本貼付欄)					
			色彩				※		
			仕上材				(色彩見本貼付欄)		
			色彩						
		工 作 物	工作物の種類		構	造			
			規模 (高さ、面積、延長等)						
	仕上材		(色彩見本貼付欄)						
	色彩					※			
			※						
	屋外における土石、廃棄物及び再生資源のたい積		種	類					
			高	さ	m	面	積	m ²	

- 備考 1 該当する□にレを記入してください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
- 3 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 4 色彩見本は別途資料等の添付や、パース等の提出に代えることができます。
- 5 最高高さは、原則として地上からの高さを記入してください。
 工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのもの高さも記入してください。

様式第2号(第4条関係)

景観計画区域内行為適合通知書

年 月 日

氏名 様

永平寺町長

㊟

年 月 日付で届出のあった行為については、永平寺町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めためので通知します。

なお、本件届出の内容と異なる事態が生じたときは、速やかに申し出てください。

記

届出番号				
適合通知番号				
行為の場所	永平寺町			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類				
備考				

景観計画区域における行為の完了報告書

年 月 日

永平寺町長 殿

報告者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた永平寺町景観計画区域内行為が完了したので、次のとおり報告します。

届 出 番 号		届 出 日	年 月 日
変更届出番号		変 更 届 出 日	年 月 日
適合通知番号		適 合 通 知 日	年 月 日
行 為 の 場 所	永平寺町		
景観計画の区域	<input type="checkbox"/> 特定景観計画区域（名称： ） <input type="checkbox"/> 上記以外の区域		
行為着手年月日	年 月 日	行為完了年月日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 1 工事施工写真 <input type="checkbox"/> 2 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 3 その他		

備考 1 該当する□にレを記入してください。

2 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※報告受付日	※報告番号
年 月 日	

様式第4号（第6条関係）

景観計画区域内行為勧告書

第 号
年 月 日

氏名 様

永平寺町長

Ⓔ

永平寺町景観条例施行規則第6条の規定に基づき、 年 月 日付けで届出のあった行為については、永平寺町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるため、景観法第16条第3項の規定に基づき必要な措置を講じるよう次のとおり勧告します。

届出番号				
行為の場所	永平寺町			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類				
勧告の対象となる行為の概要				
勧告の理由				
勧告事項				

景観計画区域内行為変更命令書

第 号
年 月 日

氏名 様

永平寺町長

印

景観法第17条第1項の規定により、次のとおり命令します。

届出番号				
行為の場所	永平寺町			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類				
命令事項				

- 教示 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、永平寺町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に永平寺町(訴訟において永平寺町を代表する者は永平寺町長となります。)を被告として提起することができます。

身分を示す証明書

第 号

身 分 証 明 証

所属
職
氏名

上記の者は、景観法第17条第8項の規定により立入検査をすることができるものであることを証明する。

年 月 日

永平寺町長

様式第7号（第8条関係）

景観重要建造物指定通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

永平寺町長 ㊟

景観法第21条第1項の規定により景観重要建造物に指定したので、下記のとおり通知します。

記

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
名 称			
所 在 地	永平寺町		
所有者の氏名 及び住所	住 所 氏 名 (電話番号)		
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 の 特 徴			
景観法第19条 第1項に規定する 土地その他の 物件の範囲			

様式第8号(第9条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

永平寺町長 殿

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

景観法第22条第1項の規定により、景観重要建造物の現状変更の許可の申請をします。

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
名 称			
所 在 地	永平寺町		
所有者の氏名 及び住所	住所 氏名 (電話番号)		
行為の種類			
行為の期間	着手予定日	完了予定日	工事期間
	年 月 日	年 月 日	約 日間
設 計 又 は 施 行 方 法			

- 備考 1 申請書は正副2通提出してください。
2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
3 申請書に景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第9条第2項に掲げる図書を添付してください。
4 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第9号（第10条関係）

景観重要建造物指定解除通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

永平寺町長 ㊟

景観法第27条第1項の規定により景観重要建造物の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
名 称			
所 在 地	永平寺町		
所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名 (電話番号)		
指定の解除となった理由			

景観重要建造物所有者変更届出書

年 月 日

永平寺町長 殿

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

景観法第 43 条の規定により、景観重要建造物の所有者を変更したので次のとおり届け出ます。

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
名 称			
所 在 地	永平寺町		
新所有者の氏名 及 び 住 所	住 所 氏 名 (電話番号)		
旧所有者の氏名 及 び 住 所	住 所 氏 名 (電話番号)		

- 備考 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

景 観 重 要 樹 木 指 定 通 知 書

第 号
年 月 日

氏名 様

永平寺町長 ㊟

景観法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木に指定したので、下記のとおり通知します。

記

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 種			
所 在 地	永平寺町		
所 有 者 の 氏 名 及 び 住 所	住 所 氏 名 (電話番号)		
指定の理由となつた樹容の特徴			

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

永平寺町長 殿

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

景観法第 31 条第 1 項の規定により、景観重要樹木の現状変更の許可の申請をします。

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
名 称			
所 在 地	永平寺町		
所有者の氏名及び住所	住所 氏 名 (電話番号)		
行 為 の 種 類			
行 為 の 期 間	着手予定日	完了予定日	工事期間
	年 月 日	年 月 日	約 日間
施 行 方 法			

- 備考 1 申請書は正副 2 通提出してください。
 2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 申請書に景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第 14 条第 2 項に掲げる図書を添付してください。
 4 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

景観重要樹木指定解除通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

永平寺町長 ㊟

景観法第 35 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 種			
所 在 地	永平寺町		
所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名 (電話番号)		
指定の解除となった理由			

景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

永平寺町長 殿

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

景観法第 43 条の規定により、景観重要樹木の所有者を変更したので次のとおり届け出ます。

指 定 番 号		指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 種			
所 在 地	永平寺町		
新所有者の氏名及 び 住 所	住 所 氏 名 (電話番号)		
旧所有者の氏名及 び 住 所	住 所 氏 名 (電話番号)		

- 備考 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 15 号 (第 16 条関係)

景観計画区域内屋外広告物等表示 (設置) 届出書

年 月 日

永平寺町長 殿

届出者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

永平寺町景観条例第 18 条の規定に基づき、屋外広告物等の表示 (設置) について、次の通り届け出ます。

表示または設置場所	所在地	永平寺町		
表示または設置に要する期間	着手予定日	完了予定日	工事期間	
	年 月 日	年 月 日	約 日間	
工事施行者	住所 氏名 (電話番号)			
	屋外広告業の登録	年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号		

- 備考 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 裏面については、該当するものにご記入ください。
3 ※印欄は、記入しないでください。
4 福井県屋外広告物条例第 4 条の規定による申請を行なっている場合は、それをもって届出があったものとみなす。

※届出受付日 年 月 日	※届出番号
-----------------	-------

(屋外広告物等表示届出書 第2面)

設計 又は 施行 方法	広告物の種類	<input type="checkbox"/> 自家広告物 <input type="checkbox"/> 管理用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他	建築物利用広告	<input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物	
			独立広告	<input type="checkbox"/> 野立広告板 <input type="checkbox"/> 野立広告塔 <input type="checkbox"/> 案内図板 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加	
			その他		
	設置数量	枚・個 基台・張	地上からの高さ	m	
	表示面積	(縦) m×	(横) m×	(面数) 面 =	(合計面積) m ²
	光源の点滅	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	点滅部分の 面積		m ²
	素材	<input type="checkbox"/> 金属 () <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスティック <input type="checkbox"/> その他 ()			
	掲出物件の色彩	※		(色彩見本貼付欄)	
		※		(色彩見本貼付欄)	
		※		(色彩見本貼付欄)	
表示設置の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
現在の許可期間	平成 年 月 日付け 第 号 (更新の許可に限る)				

- 備考
- 該当する□にレを記入してください。
 - 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
 - ※印欄は、マンセル値を記入してください。
 - 色彩見本は別途資料等の添付や、パース等の提出に代えることができます。
 - 最高高さは、原則として地上からの高さを記入してください。
 広告物等を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、広告物を建築物の側面に設置しているときは広告物そのもの高さも記入してください。

景観まちづくり団体認定申請書

年 月 日

永平寺町長 殿

申請団体名

申請者

(代表者) 住 所 〒

氏 名

Ⓜ

電話番号

景観まちづくり団体の認定を受けたいので、永平寺町景観条例第 22 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

景観まちづくり団体の名称	
設 立 の 目 的	
活動区域に含まれる地域の 名 称 お よ び 面 積	<input type="checkbox"/> 特定景観計画区域内 (区域名) <input type="checkbox"/> 特定景観計画区域外 ----- 永平寺町 (m ²)
団体の事務所の所在地	永平寺町 電話 —
団体の構成員の数	人(うち役員 人)
主たる活動の内容	
添 付 書 類 (必 須 書 類)	<input type="checkbox"/> 1 団体規約 <input type="checkbox"/> 2 団体の活動区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 3 その他町長が必要と認める書類

※申請受付日	※申請受付番号
年 月 日	

景観まちづくり団体認定通知書

年 月 日

申請団体名
氏 名 様

永平寺町長

Ⓢ

年 月 日付けで認定申請のあった景観まちづくり団体について、永平寺町景観条例
第 22 条第 1 項の規定により、景観まちづくり団体として認定します。

記

景観まちづくり団体の名称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
備 考	

景観まちづくり団体却下通知書

申請団体名
氏 名

様

永平寺町長

㊟

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり団体の認定については、下記の理由により認定しないこととなりましたので通知します。

記

理 由	
-----	--

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければならないこととされています。

景観まちづくり団体取消通知書

申請団体名

氏 名

様

永平寺町長

Ⓔ

永平寺町景観条例第 22 条第 3 項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

景観まちづくり団体の名称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
団体の事務所の所在地	永平寺町 電話 ー
取 消 理 由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第14条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第16条関係)

様式第16号(第20条関係)

様式第17号(第21条関係)

様式第18号(第21条関係)

様式第19号(第22条関係)